

公 告

田辺市庁舎転用什器等移設業務について、公募型プロポーザルにより受託者を選定するので、実施方法等について次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 5 日

田辺市長 真砂 充敏

1 業務概要

(1) 業務委託名

田辺市庁舎転用什器等移設業務

(2) 業務内容

別紙「田辺市庁舎転用什器等移設業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 6 月 30 日まで

(4) 委託料上限額

38,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

ただし、令和 5 年度の支払限度額は 1,199,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

2 業務の目的

田辺市新庁舎建設に伴い、物品・文書等を新庁舎へ移設する際に、民間のノウハウを活用し、移転業務の質の向上・コスト削減を図るとともに、綿密な移転計画を策定し、行政サービスの提供に影響を及ぼすことなく円滑な移転を実施することを目的とする。

3 その他の事項

参加資格、参加手続等詳細は「田辺市庁舎転用什器等移設業務公募型プロポーザル実施要領」に定めるところによる。

4 担当課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町 1 番地

田辺市総務部総務課新庁舎整備室

TEL : 0739-34-3336

E-mail: chosha-seibi@city.tanabe.lg.jp